

産業成長のための規制緩和 検討状況整理表

項目		11 環境アセスメントの対象基準（バイオマス発電等の促進）
担当部局		くらし・環境部生活環境課
企業からの意見		<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価条例対象基準の緩和
規制の 目的・現状		<ul style="list-style-type: none"> 国は、大規模事業の実施前に、事業者自らが環境への影響を調査・予測・評価し、より環境に配慮した事業の実施の確保を目的として、環境影響評価法を制定し、平成 11 年に施行した。 本県においては、静岡県環境影響評価要綱を平成 4 年に制定し、平成 11 年に静岡県環境影響評価条例を施行した。 高度成長期には工場・事業場から排出される排出ガスに含まれる大気汚染物質を原因として健康被害等が生じたことを踏まえ、法で対象としていない工場等の建設についても、一定規模以上の排出ガスを伴う場合には要綱制定時より本県独自にアセス対象としてきた。
該当法令等		<ul style="list-style-type: none"> 静岡県環境影響評価条例 静岡県環境影響評価条例施行規則
他県の状況 (他県比較)		<ul style="list-style-type: none"> 47 都道府県全てで、条例を制定している。 工場等の建設については、各自治体がそれぞれの地域特性を踏まえて、対象規模等を設定しており、本県の対象規模は概ね中庸である。
これまでの 見直しの状況		<ul style="list-style-type: none"> 主な見直しは、風力発電所の追加（平成 24 年度）、工場等の建設の見直し（2 種設定）（平成 25 年度）等がある。
見直す場合 の手続き		<ul style="list-style-type: none"> 静岡県環境影響評価条例施行規則の改正 (県民意見提出手続(パブリックコメント)必要)
規制 緩和 による 影響	規制 する側	
	規制 される側	<ul style="list-style-type: none"> 改正の対象となる規模の事業を実施する場合、アセス手続きが不要となり早期の事業実施が可能となる。
規制緩和・見直 しの方向性		<ul style="list-style-type: none"> 静岡県では化石資源への依存を改め循環型の社会構造へと転換し、環境と調和した持続可能な社会の形成を目指すため、バイオマスエネルギーの利活用を進めている。 バイオマス燃料を使用する工場等については、石炭等と比較して大気への環境負荷が小さいことや、二酸化炭素の排出量が増加しないことから、条例対象事業の「工場等の建設」のうち、燃料にバイオマスのみを用いるものについて、新設の場合のアセス必須（第 1 種事業）事業規模、及び更新の場合のアセス個別判断（第 2 種事業）の事業規模の要件を緩和する（平成 27 年 1 月 1 日施行）。 (排出ガス量 10 万 N^m/h → 20 万 N^m/h)